
5014. 石油製品等移出（総保出） 輸入申告変更事項登録

業務コード	業務名
MWA O 1	石油製品等移出（総保出） 輸入申告変更事項登録

1. 業務概要

「石油製品等移出（総保出）輸入申告変更（MWE）」業務に先立ち、以下の手続き（以下、移出輸入申告等といふ。）に係る変更事項を登録または訂正する。

本業務では原料課税となる申告のみ入力可能とする。

- ①U：移出輸入申告（申告納税）
- ②L：移出輸入申告（賦課課税）
- ③B：総保出輸入申告（申告納税）
- ④E：総保出輸入申告（賦課課税）

なお、本業務により移出輸入申告等の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ税関に申し出た後に行う。

個別納期限延長申請をする場合は、本業務でその旨を入力し、併せて実施することができる。

本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

登録した移出輸入申告等変更事項はMWE業務までの間任意に訂正できる。

登録した輸入申告等事項は以下の全てを満たす場合に自由化申告として扱われる。

- ①申告日において輸入者が特例輸入者、または入力者が認定通関業者である旨が登録されている（以下、当該輸入申告等をAEO申告といふ）。
- ②あて先官署と蔵置官署が一致しない。ただし、同一官署判定処理にて同一官署として判定された場合を除く。
- ③あて先官署が政令派出所でない。

2. 入力者

通関業

3. 制限事項

- ①入力欄数は、使用原料2欄及び製品20欄以下であること。
- ②統計数量への換算を要する品目である場合は、換算後の統計数量は14桁以下であること。
- ③システム換算後の入力された数量は整数部14桁以下、かつ、合計した値が1億トン未満または1億キロリットル未満であること。
- ④内国消費税等（地方消費税を含む）の種類が6種類以下であること。
- ⑤算出された内国消費税等課税標準額は13桁以下であること。
- ⑥算出された地方消費税額は11桁以下であること。
- ⑦従量税率に係る課税標準数量は課税標準単位に換算後12桁（小数点を含む）以下であること。
- ⑧本業務により発生する枝番は、9以下であること。

4. 入力条件

（1）入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②移出輸入申告DBに登録されている申告者と同一であること。
- ③移出輸入申告等変更事項訂正の場合は、移出輸入申告DBに登録されている変更事項登録者と同一であること。

（2）入力項目チェック

（A）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（B）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 移出輸入申告DBチェック

- ①入力された移出輸入申告番号が移出輸入申告DBに存在すること。
- ②移出輸入申告等が行われていること。
- ③移出輸入許可等となっていないこと。
- ④以下の登録が行われていないこと。

「輸入申告等手作業移行」

「輸入申告等撤回」

(4) 資金DBチェック

- ①「領収確認（RCC）」業務が行われていないこと。
- ②「減額調定・不納欠損登録（GFG）」業務が行われていないこと。

(5) 保税地域関連チェック

- ①申告等種別が「B」または「E」の場合は、通関予定蔵置場コード欄に総合保税地域に対応するコードの入力があること。
- ②通関予定蔵置場コード欄に本船・ふ中に応するコードの入力がないこと。
- ③通関予定蔵置場コード欄に到着即時輸入申告扱いに係る保税地域コードの入力がないこと。
- ④通関予定蔵置場コード欄に貨物到着前輸入申告扱いに係る保税地域コードの入力がないこと。

(6) 特別緊急関税対象品目関連チェック

移出輸入申告DBに登録されている品目コードがSSG対象品目DBに登録されていて、本業務が行われた日が適用期間内である場合で、価格チェック対象の場合は、移出輸入申告DBに登録されている課税価格が発動基準価格を下まわっていないこと。^{*1}

(*1) チェックの許容範囲は別途税関が定める。

(7) 輸出入者関連チェック

輸入者コード欄に入力された輸入者コードまたは法人番号で以下のチェックを行う。

(A) 輸入者コードまたは法人番号が国内用輸出入者DBまたは法人番号管理DBに存在すること。

(B) たばこ特定販売業者チェック

- ①内国消費税等種別コード欄にたばこ特定販売業者用のコードが入力された場合は、たばこ特定販売業者として国内用輸出入者DBに登録されている輸入者であること。
- ②たばこ特定販売業者として国内用輸出入者DBに登録されている輸入者であり、かつ、内国消費税等種別コード欄にたばこ税及びたばこ特別税に対応するコードの入力がある場合は、内国消費税等種別コード欄はたばこ特定販売業者用のコードであること。

(C) 航空運送事業者チェック

当該貨物が航空貨物であり、かつ、輸入貿易管理令別表コード欄に「別表1の7」に対応するコードの入力がある場合は、航空運送事業者として国内用輸出入者DBに登録されている輸入者であること。

(D) 識別符号チェック

識別符号欄の入力によって、以下のチェックを行う。

- ①識別符号欄が「1」の場合は、法人番号または、法人番号を保有する輸出入者としてシステムに登録されている輸入者コードであること。
- ②識別符号欄が「2」の場合は、法人番号を保有しない輸出入者としてシステムに登録されている輸入者コードまたは、無符号輸入者であること。
- ③識別符号欄が「3」の場合は、~~チェックを行わない。~~ 法人番号を保有しない輸出入者としてシステムに登録されている輸入者コードまたは、無符号輸入者であること。
- ④識別符号欄が未入力の場合は、法人番号または、法人番号を保有する輸出入者コードとしてシステムに登録されている輸入者コードであること。

- (8) 輸入包括評価申告関連チェック
 包括評価申告受理番号欄に入力がある場合は、以下のチェックを行う。
- (A) 存在チェック
 入力された包括評価申告受理番号が輸入包括評価申告DBに存在すること。
- (B) 有効期限チェック
 本業務の入力日が輸入包括評価申告DBに登録されている有効期限内であること。
- (C) 名義人チェック
 入力された輸入者の先頭8桁が輸入包括評価申告DBに登録されている輸入者コードの先頭8桁と同一であること。または、入力された輸入者の先頭13桁が輸入包括評価申告DBに登録されている法人番号の先頭13桁と同一であること。
 ただし、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。
- (9) 原産地関連チェック
 原産地コード欄に入力されたコードに対応する原産地がシステムに登録されていること。
- (10) 輸入品目関連チェック
- (A) 存在チェック
 入力された品目コードが輸入品目DBに存在すること。
- (B) 有効期限チェック
 本業務の入力日が輸入品目DBに登録されている有効期限内であること。
- (C) 統計計上識別チェック
 輸入品目DBに金統計計上である旨の登録がされている場合は、NACCS用コード欄に「自国産品の再輸入貨物である場合」に対応するコードの入力がないこと。
- (11) 関税減免税関連チェック
 関税減免税コード欄に入力がある場合は、以下のチェックを行う。
- (A) 存在チェック
 入力された関税減免税コードが輸入関税減免税コードDBに存在すること。
- (B) 有効期限チェック
 本業務の入力日が輸入関税減免税コードDBに登録されている有効期限内であること。
- (C) MDA該当チェック
 関税減免税コード欄にMDA該当である旨のコードの入力がないこと。
- (D) 統計計上除外チェック
 輸入関税減免税コードDBに統計計上除外貨物入力不可の旨が登録されている場合は、NACCS用コード欄に「統計基本通達21-2（普通貿易統計計上除外貨物）に掲げる貨物」に該当する品目に対応するコードの入力がないこと。
- (E) 入力形式チェック
- ①関税率欄に「FREE」の入力がある場合は、輸入関税減免税コードDBに免税または減税である旨の登録がされていないこと。
- ②関税率欄に「FREE」の入力がある場合は、関税減税額欄に入力がないこと。
- ③関税減税額欄に入力がある場合は、輸入関税減免税コードDBに減税である旨の登録がされていること。
- ④関税減税額が関税額を越えていないこと。
- (F) 一般申告対象外コードチェック
 入力された関税減免税コードが一般申告対象外としてシステムに登録されていないこと。

(12) 内国消費税等種別関連チェック

内国消費税等種別コード欄に入力がある場合は、以下のチェックを行う。

- ①入力された内国消費税等種別コードが内国消費税等種別DBに存在すること。
- ②本業務の入力日が内国消費税等種別DBに登録されている有効期限内であること。
- ③内国消費税等種別DBにアルコール度数の適用範囲が登録されている場合（酒税）は、内国消費税等種別コード欄に入力されたアルコール度数は適用範囲内であること。

(13) 内国消費税等減免税関連チェック

内国消費税等減免税コード欄に入力がある場合は、以下のチェックを行う。

(A) 存在チェック

入力された内国消費税等減免税コードがシステムに登録されていること。

(B) 有効期限チェック

本業務の入力日が登録されている有効期限内であること。

(C) 入力形式チェック

- ①内国消費税等減免税コード欄に免税である旨のコードの入力がある場合は、内国消費税等減税額欄に入力がないこと。
- ②内国消費税等減免税コード欄に減税である旨のコードの入力がある場合は、内国消費税等減税額欄に入力があること。
- ③内国消費税等減免税コード欄に石油石炭税特例納付である旨のコードの入力がある場合は、内国消費税等減税額欄に入力がないこと。

(D) 石油石炭税特例納付チェック

内国消費税等減免税コード欄に石油石炭税特例納付用に対応するコードの入力がある場合は、石油石炭税が課税されるすべての欄の内国消費税等減免税コード欄に石油石炭税特例納付に対応するコード以外の入力がないこと。

(E) 一般申告対象外コードチェック

入力された内国消費税等減免税コードが一般申告対象外としてシステムに登録されていないこと。

(14) 口座関連チェック

口座番号欄に入力があった場合は、以下のチェックを行う。

- ①入力された口座番号が口座DBに存在すること。
- ②入力された口座番号が通関業者口座の場合は、入力者が口座DBに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者DBに登録されていること。
- ③入力された口座番号が輸入者口座の場合は、輸入者が口座DBに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者DBに登録されていること。ただし、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

(15) 担保関連チェック

担保登録番号欄に担保登録番号の入力がある場合または移出輸入申告等事項の訂正で既に移出輸入申告DBに担保登録番号が登録されている場合は、以下のチェックを行う。

(A) 存在チェック

入力された担保登録番号が担保DBに存在すること。

(B) 担保種別チェック

担保登録番号の入力がある場合は、担保DBに据置担保である旨の登録がされていること。

(C) 担保提供者チェック

- (a) 以下のいずれかを満たすこと。なお、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

①担保DBに登録されている担保提供者コードが以下のいずれかである。

- ・輸入者の先頭8桁
 - ・輸入者の先頭13桁
 - ・入力者
- ②担保提供者に代わる利用可能者として担保利用可能者DBに輸入者の先頭8桁または13桁が登録されている。
- (b) 担保DBに使用可能通関業者が登録されている場合は、当該通関業者が入力者と同一であること。
- (D) 引落とし可能期間チェック
本業務の入力日が担保DBに登録されている引落とし可能期間内であること。
- (E) 担保提供原因チェック
 - (a) 担保DBに登録されている担保提供原因について、以下のチェックを行う。
 - ①納期限延長コード欄に包括納期限延長を使用する旨のコードの入力がある場合は、担保DBに包括納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。^{*2}
 - ②納期限延長コード欄に個別納期限延長を使用する旨のコードの入力がある場合は、担保DBに個別納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。^{*3}
 - ③関税減免税コード欄に再輸出免税に対応するコードの入力がある場合または内国消費税等減免税コード欄に再輸出免税用の内国消費税等減免税に対応するコードの入力がある場合は、担保DBに再輸出免税用の担保提供原因が登録されていること。^{*3}
 - (b) 納期限延長コード欄に入力されたコードについて、以下のチェックを行う。
 - ①担保DBに包括納期限延長用の担保提供原因が登録されている場合は、納期限延長コード欄に包括納期限延長を使用する旨のコードの入力があること。^{*2}
 - ②担保DBに個別納期限延長用の担保提供原因が登録されている場合は、納期限延長コード欄に個別納期限延長を使用する旨のコードの入力があること。^{*4}
 - (* 2) 以下の①または②の場合にチェックを行う。
 - (* 3) 以下の②または③の場合にチェックを行う。
 - (* 4) 以下の①、②または③の場合にチェックを行う。
 - ①担保登録番号欄に1つの担保登録番号のみ入力がある場合。
 - ②担保登録番号欄に2つの担保登録番号の入力がある場合または担保登録番号欄に1つの担保登録番号の入力があり、かつ、移出輸入申告DBに担保登録番号（個別担保）が登録されている場合。
 - ③移出輸入申告DBに個別担保が登録されている場合。
- (F) 担保使用可能官署チェック
あて先税関官署において使用可能な担保であること。
- (16) MPN納付DBチェック
入力された移出輸入申告番号の納付方法がマルチペイメントネットワーク（以下、MPNという。）の場合で、審査終了済の場合は、以下のチェックを行う。
- (A) 開庁時MPN消込（翌税関開庁時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）に起動されるMPN消込処理）の旨が登録されていないこと。
- (B) 当該移出輸入申告番号に係る納付番号の情報がATM等のチャネルで照会中でないこと。
- (17) その他のチェック
 - ①あて先官署は、移出輸入申告受付官署であること。
 - ②使用原料欄及び製品欄が1欄目から順次入力され途中に入力されていない欄がないこと。
 - ③AEO申告である場合は、通関予定蔵置場を管轄する税関外の官署への申告を可能とする（あて先官署が政令派出所の場合を除く）。
 - ④あて先官署は外郵官署でないこと。

- (b) 免税処理
関税減免税コード欄に免税である旨のコードの入力がある場合は、統計用関税額を統計用関税免
税額とし、統計用関税額を免税する。
- (c) 減税処理
関税減免税コード欄に減税である旨のコードの入力がある場合は、統計用関税額から統計用関税
減税額を減税する。
- (D) 統計数量の換算
入力された数量（使用原料）（1）欄及び数量（使用原料）（2）欄を統計単位1及び統計単位2
に基づき統計数量に換算する。
なお、統計単位未満は切り捨てる。
- (E) 統計用関税額の端数処理
統計用関税額は1,000円未満を切り捨てた額とする。
- (13) 蔽置官署の決定処理
通関予定蔽置場コードに基づき、蔽置官署を決定する。
- (14) 蔽置部門の決定処理
あて先官署と蔽置官署が同一の場合は、あて先部門を蔽置部門とする。
あて先官署と蔽置官署が異なる場合は、以下のとおり決定する。
①蔽置官署に変更がない場合は、変更前の蔽置部門を引き継ぐ。
②蔽置官署に変更がある場合は、システムに登録されている蔽置部門とする。
- (15) 移出輸入申告番号の払い出し処理
移出輸入申告番号の枝番を払い出す。
ただし、移出輸入申告等変更事項の訂正の場合は、新たな枝番の払い出しが行われない。
- (16) 移出輸入申告DB処理
①入力内容を移出輸入申告DBに登録・更新する。
②移出輸入申告DBに登録されている通関士審査結果を取り消す。
- (17) 担保回復処理
移出輸入申告等変更に係る変更事項の登録の場合で、既に担保引落とし済の場合は、旧移出輸入申告
DBに登録されている担保登録番号毎に以下の処理を行う。
- (A) 担保DB処理
回復結果を担保DBに登録する。
- (B) 担保引落とし回復DB処理
当初移出輸入申告等に係る担保の引落として作成された担保引落とし回復DBに削除対象の旨を登
録する。
- (18) 資金DB処理
移出輸入申告等変更に係る変更事項の登録の場合で、資金DBが作成されている場合は、資金DBに
削除対象の旨を登録する。
- (19) MPN納付DB処理
MPN納付DBが作成されている場合は、取消済みによる支払不可の旨を登録し、削除対象の旨を登
録する。
- (20) 添付ファイル管理DB処理
添付ファイル管理DBに入力された移出輸入申告番号に係る情報が存在する場合は、払い出された移
出輸入申告番号枝番を登録する。
- (21) 注意喚起メッセージ出力処理
注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D
1 「輸入申告事項登録等における注意喚起メッセージの出力優先順位」を参照。

(22) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
石油製品等移出（総保出） 輸入申告変更入力控情報 *12	なし	入力者

(* 12) 出力内容により、端末パッケージを利用した際の帳票用レイアウトは異なる。

7. 特記事項

(1) 納期限延長コードの入力方法

包括納期限延長、個別納期限延長または即納の混在の登録を行う場合は、対象とする税科目により以下の入力を行う。

税科目	延長種別	その他の内国消費税等*14		
		なし	即納	個別納期限延長
関税等 *13	即納			C *15
	個別納期限延長	K *15	B *16	K *15
	包括納期限延長	H *15	A *16	M

(* 13) 関税等とは、関税、消費税及び地方消費税のこという。

(* 14) 内国消費税等とは、関税、消費税及び地方消費税以外の内国消費税のこという。

(* 15) 税科目の一部に再輸出免税がある場合を含む。

(* 16) 税科目の一部に再輸出免税がある場合または対象となる税科目以外の税科目すべてが再輸出免税の対象となる場合を含む。

納期限延長コード

H : 包括納期限延長

K : 個別納期限延長

M : 包括納期限延長個別納期限延長混在

A : 包括納期限延長即納混在

B : 個別納期限延長即納混在

C : 即納個別納期限延長混在

入力条件					入力可能なコード			原产地証明
貨物の種類	原産地証明書の種類等	有／無	添付書類の種類	有／無	特惠用	EPA用	WTO協定用等	
EPAに基づく原産地証明書または原産品申告書がある貨物	EPA用 原産地証明書 EPA用 原産品申告書	○	—	—		4		*
協定用原産地証明書がある貨物	協定用原産地証明書	○	—	—			G	*
貨物、インボイス等により原産地が確認できる貨物	協定用原産地証明書	×	—	—			R	
輸入割当等公表告示三－8に規定する原産地証明書がある貨物	輸入割当等公表告示三－8に規定する原産地証明書	○	—	—			S	*
原産地が確認できない貨物	—	—	—	—			N	

(3) 納付方法識別及び口座番号の入力方法について

納付方法識別欄及び口座番号欄へ入力可能な組み合わせは以下のとおり。

納期限延長	納付方法識別	口座番号	処理内容
納期限延長なし (全科目即納)	M	入力あり	エラー
		入力なし	全科目についてマルチペイメントネットワーク（以下、MPNという。）による納付を行う
	R	入力あり	エラー
		入力なし	全科目について直納による納付を行う
	C	入力あり	全科目について口座振替（リアルタイム口座）による納付を行う
		入力なし	エラー
納期限延長あり (全科目納期限延長)	M	入力あり	エラー
		入力なし	全科目についてMPNによる納付を行う
	R	入力あり	エラー
		入力なし	全科目について直納による納付を行う
	C	入力あり	エラー
		入力なし	エラー

納期限延長	納付方法 識別	口座番号	処理内容
納期限延長あり (即納との混在)	M	入力あり	エラー
		入力なし	全科目についてMPNによる納付を行う
	入力なし	入力あり	エラー
		入力なし	全科目について直納による納付を行う
	R	入力あり	納期限延長の科目について直納による納付を行う 即納の科目について口座振替（リアルタイム口座）による納付を行う
		入力なし	エラー
	C	入力あり	納期限延長の科目についてMPNによる納付を行う 即納の科目について口座振替（リアルタイム口座）による納付を行う
		入力なし	エラー

(4) 変更不可項目について

本業務の入力項目のうち変更不可項目は以下のとおりとする。

- ①申告等種別コード
- ②あて先官署コード
- ③輸入者コード（無符号輸入者から有符号輸入者への変更のみ可能。）
- ④輸入者名